

## 医療法の改正とアボットの業務支援ツールについて

◎川崎 彬弘<sup>1)</sup>  
アボットジャパン<sup>1)</sup>

医療法の改正とアボットの業務支援ツールについて

アボットジャパン株式会社 関西中部営業部  
テクニカルスペシャリスト 川崎 彬弘

医療法等の一部を改正する法律が、平成29年6月7日衆議院本会議において可決、6月14日付に公布されました。

改正の主な内容は、「医療法」、「臨床検査技師等に関する法律」、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」の各法について改正が行われ、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものと定められました。

従来、医療機関内における検体検査の精度の確保に関しては、法律上の規定がありませんでした。安全で適切な医療提供の確保を推進するため、本改正によって、品質・精度の基準が医療法上に明記されることとなりました。検体検査に関する対応については、医療法に根拠規定を新設すること、及び検査委託者の適合基準の明確化が方針として示されています。

本セミナーでは、法改正によってますます業務の煩雑化が予想されるなかで、日々行われる単純作業やルーティンワークから開放し、無駄な時間を最大限に圧縮させることが可能となる弊社の支援ツール【LEAP】と

【DocNet】というシステムサービスについてご紹介をさせていただきます。

\*【LEAP】は、ISO15189の認定や病院機能評価などの取得および臨床検査室のQMSの構築・管理を支援します。

\*【DocNet】は、文書管理 や 記録・台帳管理のサポートを行なうシステムです。